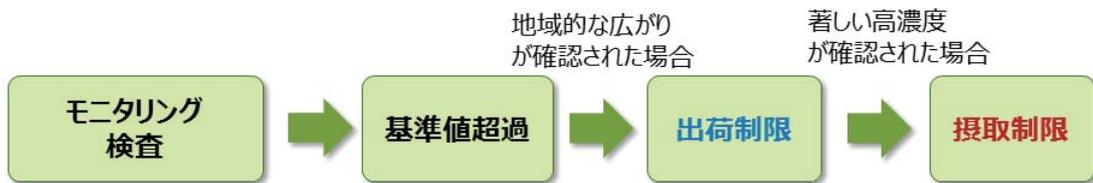
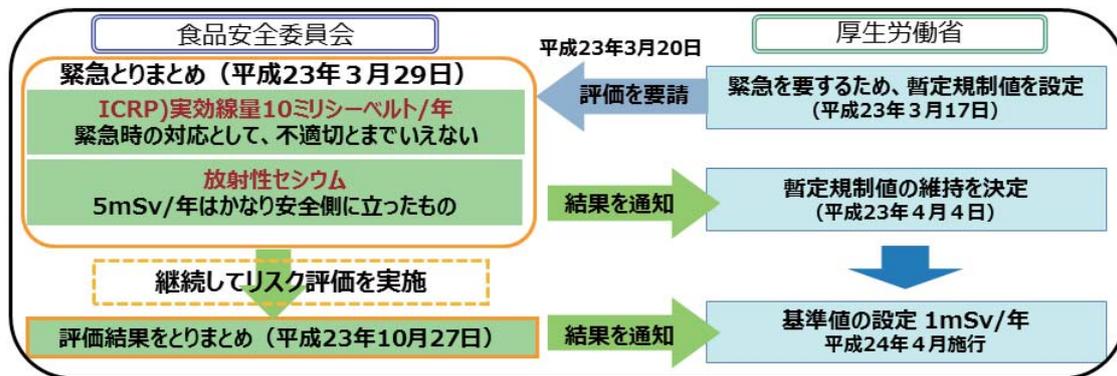


第8章

食品中の放射性物質



食品安全委員会「解説資料（食品中の放射性物質による健康影響について）」、
厚生労働省「食品中の放射性物質の対策と現状について」より作成



通常、食品の危害物質の摂取による健康影響は、科学的知見に基づいて、リスク評価機関の食品安全委員会が、客観的、中立公正にリスク評価を行い、評価結果に基づいて、リスク管理機関の厚生労働省や農林水産省等が、食品ごとの規制値等を立案して規制します。

東京電力福島第一原子力発電所事故直後は、緊急を要する事態であったため、平成23年3月17日、厚生労働省は原子力安全委員会の示した指標値を食品中の放射性物質の暫定規制値としました。これを受けて食品安全委員会が、5回の会合を経て、3月29日に「放射性物質に関する緊急とりまとめ」を厚生労働省に通知し、厚生労働省は当面は暫定規制値を維持するという決定をしました。

食品安全委員会は平成23年10月に評価結果を厚生労働省へ通知し、厚生労働省において暫定規制値の見直しが行われ、平成24年4月1日からは、放射性物質の長期にわたる影響に対応するため比較的半減期が長い核種の影響を考慮し、より一層の安全・安心を確保するため、介入線量レベルを年間5mSvから年間1mSvに引き下げました。

食品中の放射性物質に関する検査は、原子力災害対策本部が決定したガイドラインに従って、地方自治体が検査計画を策定して実施します。検査の結果、基準値を超過した食品は回収・廃棄され、基準値を超過する食品に地域的な広がり認められる場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が地域や品目を指定して出荷制限の指示を行います。

また、著しく高い値が検出された品目は、その品目の検体数にかかわらず、速やかに摂取制限が設定されます。

（政府広報オンライン（<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201204/3.html>）及び原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」平成29年3月24日に基づき作成）

本資料への収録日：平成25年3月31日
改訂日：平成30年2月28日

国が対象品目、検査頻度を示し、各都道府県が検査計画を策定し、検査を実施しています。

検査結果を厚生労働省や地方公共団体において公表しています。

厚生労働省 食品中の放射性物質への対応

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jo/uhou/shokuhin.html

食品中の放射性物質検査データ

<http://www.radioactivity-db.info/>

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) of Japan. The page is titled "東日本大震災関連情報" (Information related to the Great East Japan Earthquake). The main content area is "食品中の放射性物質への対応" (Response to radioactive substances in food). It includes a section for "食べものとの放射性物質のはばり" (Spread of radioactive substances in food) and a "トピックス" (Topics) section with a list of inspection results from 2017 to 2018. The website also features navigation menus, search bars, and social media links.

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に対応して、3月17日に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく放射性物質の暫定規制値が設定され、4月4日付けで「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が取りまとめられました。

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」は、これまで検査結果や低減対策等の知見の集積等を踏まえて改正されています(直近では平成29年3月24日)。

検査結果、出荷制限や摂取制限等に関する情報は、国や地方公共団体のホームページなどを通じて、積極的に公開されています。

本資料への収録日:平成30年2月28日

- 暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されていたが、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制値で許容していた年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げた。

○放射性セシウムの暫定規制値※1 ○放射性セシウムの現行基準値※2

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定



食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

(単位：Bq/kg)

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成  厚生労働省

平成24年3月までの「暫定規制値」に適合している食品においても、健康への影響という面では安全は確保されてきました。しかし、より一層食品の安全、安心を確保する観点から見直しがなされ、平成24年4月1日より現行の「基準値」が設定されました。

まず、暫定規制値の設定では、食品中の放射性物質から受ける放射線量が年間5ミリシーベルトを超えないということが根拠になっていました。

現行の基準値を設定するに当たって、食品中の放射性物質から受ける放射線量が年間1ミリシーベルトを超えないという考え方が根拠にありました。また、暫定規制値では5区分に分類されていた食品が現行の基準値では4区分に再分類されました。「飲料水」については10Bq/kgが設定されました。また、子供による摂取量が多い「牛乳」については50Bq/kgに下げられ、同時に、子供の安全性確保の面から「乳児用食品」という新たな項目が設定され、牛乳と同じレベルの50Bq/kgとされました。それ以外の「一般食品」については100Bq/kgという値が設定されました。一般食品として全部を一括りにした背景には、個人の食習慣の違いからくる追加線量の差を最小限にするという考えがありました。国民にとっても分かりやすい規制になると同時に、国際的な考え方も整合が取られています。

(関連ページ：下巻P44「食品区分について【参考】」、下巻P47「基準値設定の考え方◆基準値の根拠」)

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

● 基本的な考え方

特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」、「乳児用食品」、「牛乳」は区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」とし、全体で4区分とする。

食品区分	設定理由	含まれる食品の範囲
飲料水	①全ての人が摂取し代替がきかず、摂取量が多い ②WHOが飲料水中の放射性物質の指標値（10Bq/kg）を提示 ③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能	○直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶
乳児用食品	○食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘	○健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの ○乳児の飲食に供することを目的として販売するもの
牛乳	①子供の摂取量が特に多い ②食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘	○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳等）及び乳飲料
一般食品	以下の理由により、「一般食品」として一括して区分 ①個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能 ②国民にとって、分かりやすい規制 ③コーデックス委員会等の国際的な考え方と整合	○上記以外の食品

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成  厚生労働省

食品の放射性物質の基準値は、4つの区分ごとに定められています。

「飲料水」については、①全ての人が摂取し、代替がきかず、摂取量が多い、②世界保健機関(WHO)が飲料水中の放射性物質の指標値(10Bq/kg)を提示、③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能(下巻P31「上水道の仕組み」)といったことを踏まえ、基準値(10Bq/kg)が設定されています。

「牛乳」では、①子供の摂取量が特に多い、②食品安全委員会の「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」があるとの指摘から50Bq/kgに設定されました。

「乳児用食品」の区分では、食品安全委員会の「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」があるという指摘から牛乳と同じ設定値(50Bq/kg)になりました。

「一般食品」は、①個人の食習慣の違い(摂取する食品の偏り)の影響を最小限にすることが可能、②国民にとって、分かりやすい規制、③コーデックス委員会(消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の促進等を目的として設置された政府間組織で、食品の国際基準の策定等を行っている)等の国際的な考え方と整合するといったことを踏まえ、基準値(100Bq/kg)が設定されています。

(関連ページ:上巻P166「食品の規制値の比較」)

本資料への収録日:平成25年3月31日

改訂日:平成30年2月28日

(平成23年10月27日食品安全委員会)

■ 放射線による影響が見いだされているのは、
生涯における追加の累積線量が、**おおよそ100ミリシーベルト以上**
(通常の一般生活で受ける放射線量(自然放射線やレントゲン検査等)
を除く)

■ そのうち、**小児の期間については、感受性が成人より高い可能性**
(甲状腺がんや白血病)



- 5歳未満であった小児に白血病のリスクの増加
(Noshchenko et al. 2010 チェルノブイリ原発事故におけるデータ)
- 被ばく時の年齢が低いほど甲状腺がんのリスクが高い
(Zablotska et al. 2011 チェルノブイリ原発事故におけるデータ)
《ただし、どちらも線量の推定等に不明確な点があった》

■ **100ミリシーベルト未満の健康影響について言及は難しい**



- ばく露量の推定の不正確さ
- 放射線以外の様々な影響と明確に区別できない可能性
- 根拠となる疫学データの対象集団の規模が小さい

食品安全委員会は、現在の科学的知見に基づき、食品からの追加的な被ばくについて検討した結果、放射線による健康への影響が見いだされるのは、通常の一般生活において受ける放射線量を除いた生涯における追加の累積線量として、おおよそ100ミリシーベルト以上と判断しています。

そのうち、小児の期間については、線量の推定方法等に不明確な点がありますが、甲状腺がんや白血病のリスクに関するチェルノブイリ原発事故後の健康影響に関する知見等から、感受性が成人よりも高く、放射線の影響を受けやすい可能性があるとしています(上巻P109「年齢による感受性の差」)。

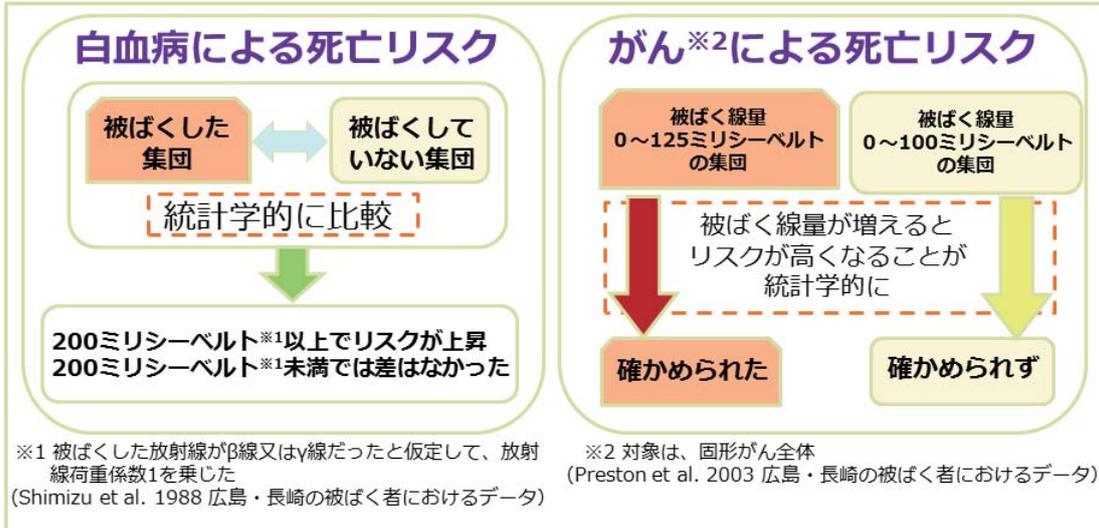
またその一方で、100ミリシーベルト未満の健康影響については、たとえ影響があったとしてもそれは非常に小さなものであることから、放射線以外の様々な発がん影響と明確に区別できない可能性や、根拠となる疫学データの対象集団の規模が小さいこと等のために追加的な被ばくによる発がん等の健康影響を証明できないという限界があるため、言及することは難しいとしています。

なお、生涯における追加の累積線量として「おおよそ100ミリシーベルト」とはそれ以下では健康影響が出ないという数値ではなく、また、健康への影響が必ず生じるという数値でもありません。食品についてリスク管理機関が適切な管理を行うために考慮すべき値とされています。

本資料への収録日:平成25年3月31日

■ インドの自然放射線量が高い（累積線量500ミリシーベルト強^{※1}） 地域で発がんリスクの増加が見られなかった報告

(Nair et al. 2009)



この図では、食品健康影響の評価の基礎になった疫学データが示されています。

インドの自然放射線量が高い地域で500ミリシーベルトを超えた人でも発がんリスクの増加が見られなかったという報告があります（上巻P119「低線量率長期被ばくの影響」）。

また、広島・長崎の被ばく者のデータでは、白血病による死亡のリスクに関して、200ミリシーベルト以上ではリスクが上昇しているけれども、200ミリシーベルト未満では被ばくした集団と被ばくしていない集団との間に統計学的に有意な差が見られなかったという報告もあります（上巻P113「白血病の発症リスク」）。

さらに、同じ被ばく者のデータを解析した別の報告では、ゼロから125ミリシーベルトの集団では、被ばく線量が増すとがんによる死亡のリスクも大きくなるということが統計的に確かめられました。しかし、ゼロから100ミリシーベルトの集団では線量とがんによる死亡リスクとの間では、統計的な有意差は確かめられませんでした。こうしたデータを基に、食品健康影響の評価結果は示されました。

本資料への収録日：平成25年3月31日

Q. 基準値の根拠は、なぜ、年間1ミリシーベルトなのですか？

A. ① 科学的知見に基づいた国際的な指標に沿っている

食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の現在の指標で、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されていること

注) 国際放射線防護委員会 (ICRP) は、年間1ミリシーベルトより厳しい措置を講じても、有意な線量の低減は達成できないとしており、これに基づいてコーデックス委員会が指標を定めている。

② 合理的に達成可能な限り低く抑えるため

モニタリング検査の結果で、多くの食品からの検出濃度は、時間の経過と共に相当程度低下傾向にあること

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成  厚生労働省

食品中の放射性物質の基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会が採用している年間線量1ミリシーベルトに基づき設定されています。元をたどると、国際放射線防護委員会 (ICRP) が「年間1ミリシーベルトより厳しい措置を講じても、有意な線量の低減は達成できない」という考え方を示しています。その勧告に基づいて、コーデックス委員会は指標を定めています。

また、「合理的に達成可能な限り低く抑える」というALARAの原則 (As Low As Reasonably Achievable) に基づいています (上巻P16「防護の最適化」)。実際にモニタリング検査をしたところ、多くの食品からの検出濃度が相当程度低下傾向にありましたので、一般食品中の放射性セシウム濃度の基準値を引き下げて100Bq/kgとしても、日本人の食生活に不具合を来すことはないということも分かりました。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

Q.なぜ、基準値は放射性セシウムだけなのですか？

- 基準値は、原子力安全・保安院の評価に基づき東京電力福島第一原子力発電所事故により放出されたと考えられる核種のうち、半減期1年以上の全ての核種を考慮。

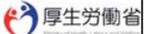
規制対象核種	(物理的)半減期	ストロンチウム90	29年
セシウム134	2.1年	プルトニウム	14年～
セシウム137	30年	ルテニウム106	374日

※半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素（半減期：8日）や、原発敷地内においても天然の存在レベルと変化のないウランについては、基準値設定しない。

- ただし、放射性セシウム以外の核種は測定に時間が掛かるため、個別の基準値を設けず、放射性セシウムの基準値が守られれば、上記の核種からの線量の合計が1ミリシーベルトを超えないよう計算。

※食品の摂取で放射性セシウム以外の核種から受ける線量が最大でどの程度になるかは、土壌の汚染濃度、土壌から農作物への放射性物質の移行のしやすさのデータ等から、年代別に計算できる。例えば、19歳以上の場合、放射性セシウム以外の核種からの線量は、全体の約12%。

A.セシウム以外の影響を計算に含めた上で、比率が最も高く、測定が容易なセシウムを指標としている。

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成  厚生労働省

この図では、放射性物質の中でも、放射性セシウムについて基準値が設定されている理由が示されています。

東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出されたと考えられる核種の中で、半減期が1年以上の全ての核種が考慮されています。つまり、放射性セシウムだけではなく、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106といった上記スライドの放射性物質が考慮されています。この基準値は、長期的に規制していく基準値であることから、半減期が短いものについては考慮の対象とはされていません。例えば、放射性ヨウ素には、基準値は設定されていません。放射性セシウム以外の核種を実際に何ベクレル以下といった基準値を設けて、そのまま現場で測定をしようとしても、検査に時間が掛かります。一方、放射性セシウムは容易に測定でき、放射性セシウムの基準値が守られれば、放射性セシウムと放射性セシウム以外の核種から受ける年間の被ばく線量が1ミリシーベルトを超えないように設定されています。

具体的には、放射性セシウム、ストロンチウム90、プルトニウムをはじめとした上記スライドの放射性物質の影響がどれ位あるのかが土壌等を調査して割り出されました。例えば、19歳以上の人の場合は、東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質を含む食品を食べて、そこから受ける影響全体を100としたとき、放射性セシウムからの影響が88くらいになります。一方でそれ以外の核種からの影響が12くらいであると分かりました。こういったデータを基に、放射性セシウム以外の影響についても計算に含めた上で基準値が設定されました。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

「年間1ミリシーベルト」 → 「一般食品1kg当たり100ベクレル」はどう算出？

1. 計算をする際の前提・仮定

- 飲料水については、世界保健機関(WHO)が示している指標に沿って、基準値を10Bq/kgとする。
→一般食品に割り当てる線量は、年間の線量1ミリシーベルトから、「飲料水」の線量(約0.1ミリシーベルト/年)を差し引いた約0.9ミリシーベルト/年(0.88~0.92ミリシーベルト/年)となる。
- 国内産の食品が、全ての流通食品中に占める割合を50%と仮定する。
※国内産の食品が基準値上限の放射性物質を含むとの仮定で基準値を算出。

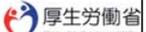
2. 線量(ミリシーベルト)と、放射性物質の濃度(ベクレル)の換算方法(イメージ)

線量 (ミリシーベルト)	=	放射性物質 の濃度 (Bq/kg)	×	摂取量 (kg)	×	実効線量係数
-----------------	---	-------------------------	---	-------------	---	--------

1. の前提に基づいて、一般食品から受ける線量が割り当てた線量以下になるよう、一般食品1kg当たりの放射性物質の限度値を求める。
(例) <13~18歳 男性の場合>
 $0.88 \text{ミリシーベルト} = X \text{ (Bq/kg)} \times 374 \text{kg (年間の食品摂取量の50\%)} \times$
 $X = 120 \text{ (Bq/kg)} \text{ (3桁目を切り下げ)}$

全ての対象核種の影響を考慮した実効線量係数
0.0000181

※成人のセシウム134の実効線量係数は0.000019、セシウム137は0.000013である等、核種によって実効線量係数は異なります。このため、今回の基準値の計算では、各核種の食品中の濃度比率に基づき、全ての対象核種の影響を考慮に入れた実効線量係数を使って、限度値を計算しています。
 ※濃度比率は、各核種の半減期の違いにより経年的に変化しますが、今後100年間で最も安全側となる係数を用いています。
 ※以上の換算方法については、大まかな考え方を示しています。詳しい計算方法は薬事・食品衛生審議会資料をご覧ください。

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成  厚生労働省

この図では、基準値の計算の考え方が示されています。年間の追加線量の限度である1ミリシーベルトと一般食品の基準値である100Bq/kgとの関係について示します。

まず、1ミリシーベルトから飲料水に割り当てられた約0.1ミリシーベルトを引いて、一般食品に割り当てられる許容量を0.88~0.92ミリシーベルトと仮定します。次に、国内に流通している食品の50%が国産で、50%が輸入の食品と仮定します。そして、13~18歳の男性の場合、年間の一人当たりの食品摂取量(約748kg)の50%に相当する374kgが国産品に由来します。さらに、対象となる全ての放射性核種の実効線量係数を考慮した値(0.0000181ミリシーベルト/Bq)を係数とします。

そうすると、以下の計算式が成り立ちます。

$0.88 \text{ミリシーベルト} = (\text{放射性物質の濃度: Bq/kg}) \times 374 \text{kg} \times 0.0000181 \text{(ミリシーベルト/Bq)}$

(放射性物質の濃度: Bq/kg) = 120 Bq/kg となります。

この120 Bq/kgの濃度を一般食品が超えなければ、1年間でも0.88ミリシーベルト以内の追加線量となります。

一般食品の放射性物質濃度は120 Bq/kgを安全側に切り下げた100 Bq/kgにすることで、より安全性が確保されていることとなります。

本資料への収録日: 平成25年3月31日

改訂日: 平成28年1月18日

3. 年齢区分ごとに限度値を計算

介入線量レベル
1ミリシーベルト/年

飲料水の線量 (約0.1ミリシーベルト) を引く

一般食品に
割り当てる
線量を決定
(約0.9ミリシー
ベルト)

暫定規制値より
年齢区分を
更に細かく設定

年齢区分別の摂取量と
換算係数 (実効線量係数)
を考慮し限度値を算出

※セシウム以外の影響も考慮

年齢区分	性別	限度値(Bq/kg)
1歳未満	男女平均	460
1歳～6歳	男	310
	女	320
7歳～12歳	男	190
	女	210
13歳～18歳	男	120
	女	150
19歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160
最小値		120

基準値
100Bq/kg

全ての年齢区分における限度値のうち、最も厳しい(小さい)値から基準値を設定

- どの年齢の方も考慮された基準値となる。
- 乳幼児にとっては、限度値と比べて大きな余裕がある。

4. 牛乳・乳児用食品の基準値について

子供への配慮の観点で設ける食品区分であるため、万が一、これらの食品の全てが基準値レベルとしても影響のない値を基準値とする。

→ 一般食品の100Bq/kgの半分である50Bq/kgを基準値とする。



厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成  厚生労働省

基準値に対する考え方として、年齢を考慮した区分ごとに線量の限度を割り出そうという考え方があります。

一般食品に割り当てられる許容線量は飲料水の割り当て分を引いた約0.9ミリシーベルトです。

年齢区分別に、年間の摂取量と各年齢区分に相当する実効線量係数を基に求められた値が限度値(Bq/kg)として表に示されています。

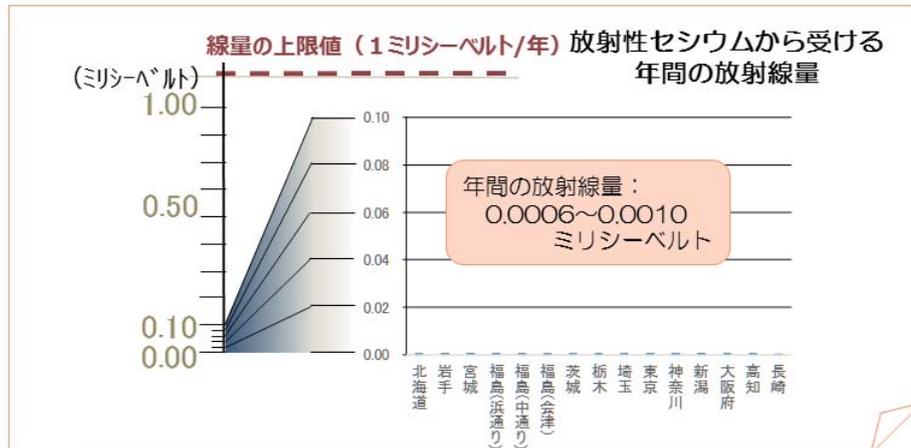
その結果、年齢が13～18歳までの男性の限度値が最も厳しい「120Bq/kg」という値になりました。

基準値の設定において、どの年齢層の人でも安全が確保されるために、120Bq/kgを安全側に切り下げた「100Bq/kg」に設定されました。

本資料への収録日: 平成25年3月31日

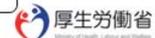
改訂日: 平成28年1月18日

- 各地で流通する食品を購入し、放射性セシウムを精密に測定
国民の食品摂取量（国民健康・栄養調査）の、地域別平均に基づいて購入し、混合して測定
 - ◆ 通常の食事の形態に従った、簡単な調理をして測定
 - ◆ 生鮮食品はできるだけ地元産・近隣産のものを購入
- この測定結果を基に、食品から人が1年間に受ける放射線量を計算（平成29年2・3月調査）



実際の線量は、基準値の設定根拠である年間1ミリシーベルトの1%以下

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成



平成29年2月から3月に、全国15地域で、実際に流通する食品を購入して、放射性セシウムの測定を行い、1年間に食品中の放射性セシウムから受ける放射線量を推定しました。

食品中の放射性セシウムから、人が1年間に受ける放射線量は、0.0006～0.0010ミリシーベルトと推定され、現行基準値の設定根拠である年間上限線量1ミリシーベルト/年の1%以下であり、極めて小さいことが確かめられました。

マーケットバスケット調査：

種々の化学物質の1日摂取量を推定するための調査方法の一つです。

（出典：厚生労働省ウェブサイト

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/market_basket.html）

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成30年2月28日

栽培／飼養管理が困難な品目群の検査対象品目及びその対象自治体

		青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
基準値超の品目	野生のきのこ・山菜類等	□	●	□	○	○	○	●	○	○	●	□	□	□	○	○	○	○
	野生鳥獣の肉類	□	○	□	○	●	○	○	○	○	●	□	□	□	○	□	□	□
基準値の1/2～基準値の品目	野生のきのこ・山菜類等	□	□	●	●	□	●	□	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	はちみつ	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	海産魚種	-	□	-	□	-	○	○	×	×	○	×	-	-	-	×	×	-
内水面魚種	-	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-

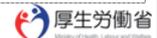
原木きのご類の検査対象品目及びその対象自治体

	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
原木きのご類	▲	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

直近1年間(平成28年4月1日から平成29年2月29日まで)の結果に基づき分類

- ：基準値(水産物においては基準値の1/2)超過が検出されたもの。
- ：基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)
- ：対象品目の管理の困難性(野生のきのこ・山菜類等)、移動性(野生鳥獣の肉類)、出荷制限の設定状況(海産魚種)を考慮し検査が必要なもの。
- ▲：生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及びモニタリング検査が必要なもの。
- ：直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。
- ×：該当なし。

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成



平成28年度には、東京電力福島第一原子力発電所事故から5年以上が経過し、放射性物質の濃度が全体として低下していることもあり、基準値を超える品目も限定的となっていること等を踏まえ、検査対象自治体の見直しなどより合理的かつ効率的な検査のあり方について、消費者を含む関係者の意向を把握した上で検討を行いました。

これらの検討結果に基づき、栽培／飼養管理が可能な品目群を中心に検査を合理化及び効率化するとともに、これまでの検査結果が集積されたこと等を踏まえ、検査対象自治体、検査対象品目、出荷制限の解除の考え方等について見直しを行い、平成29年度現在では、図のような検査対象となっています。

栽培／飼養管理が困難な品目群は、管理の困難性等を考慮し、検査を継続する必要がある自治体を、検査対象品目毎に定めています。

原木きのご類は、生産資材への放射性物質の影響を考慮し、検査を継続する必要がある自治体を定めています。

本資料への収録日：平成30年2月28日

栽培／飼養管理が可能な品目群 (原木きのご類は除く) の検査対象品目及びその対象自治体

		岩手県	宮城県	福島県	栃木県
基準値の 1/2～基準 値の品目	野菜類	-	-	●	-
	果実類	-	-	●	-
	豆類	-	-	●	-
	肉類	-	●	●	-
米		-	-	■	-
大豆		-	-	■	-
そば		■	-	-	-

※飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目 (乳及び牛肉) の検査は、岩手県、宮城県、福島県、栃木県及び群馬県において実施する。

直近1年間 (平成28年4月1日から平成29年2月29日まで) の結果に基づき分類

- : 基準値の1/2の超過が検出されたもの (基準値超過が検出されたものを除く。)
- : 別添において検査対象となっているもの。
- : 直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

栽培／飼養管理が可能な品目群 (原木きのご類は除く。) は、直近3年間の検査結果に基づき、基準値の2分の1を超える放射性セシウムが検出された品目が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体を検査対象品目毎に定めています。

また、他の自治体においては、必要に応じて検査を実施することとしています。

本資料への収録日: 平成30年2月28日

◎及び●の自治体 (■及び▲の自治体も準じて実施)		
	>基準値の2分の1の市町村	その他の市町村
>基準値の2分の1	3検体以上	1検体以上※1
牛肉	農家毎に3か月に1回※2	
乳	クーラーステーション等の単位で 定期的実施※3	
内水面魚 海産魚	定期的実施※4	

※1：県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上実施することもできる。

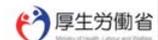
※2：自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認した農家は、12か月に1回程度とすることができる。

※3：自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認し、原乳の出荷制限区域がない場合、直近3年間の検査が全て基準値の1/2以下である場合はこの限りではない。

※4：岩手県が行う海産魚の検査については、過去の検査結果を考慮して実施。

(◎、●、■、及び▲については、下巻P52、P53(「検査対象自治体及び検査対象品目」)を参照)

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成



この表は、検査において基準値を超える放射性セシウムが確認された自治体(◎の自治体)、及び基準値の2分の1を超える放射性セシウムが確認された自治体(●の自治体)等における検査の検体数及び検査頻度を示しています。

原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」平成29年3月24日では、次のように示されています。

「平成28年4月以降、当該食品分類で基準値の2分の1を超える品目が確認された自治体で、当該品目から基準値の2分の1を超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては市町村ごとに1検体以上(生息等の実態を踏まえ、県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上とすることもできる。)、それぞれ実施する。(別表中◎及び○)」

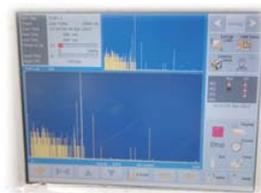
本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成30年2月28日

精密な検査(①)と、効率的なスクリーニング検査(②)を組み合わせる実施

- ① ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法
- ② NaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法
← 短時間で多数の検査を実施するため導入

<測定の流れ>



厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成  厚生労働省

この図では、食品中の放射性物質に関する検査手順が示されています。

食品の検査には、①精密な検査と②効率的なスクリーニング検査の2種類の方法があります。

精密な検査としては、ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法があります。食品を細かく切った後、重量を正確に測って、それを所定の容器に入れます。試料の詰まった容器を測定器に納め測定します。測定器は厚い鉛で覆われた箱のような構造をしています。最後に、測定結果を解析します。

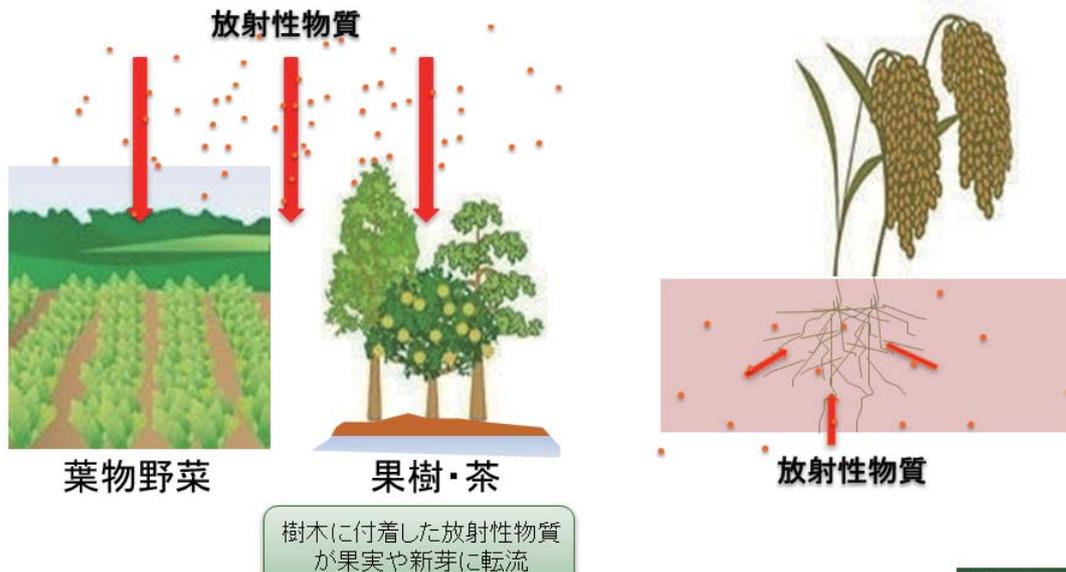
効率的なスクリーニング検査にはNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ等が使われます。精度はゲルマニウム半導体検出器よりも劣りますが、その分、検査時間の短縮が可能です。価格もゲルマニウム半導体検出器に比べ安価です。もし基準値を超える可能性のある結果となった場合は、再度ゲルマニウム半導体検出器で検査をすることになります。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成29年3月31日

降下した放射性物質による
直接汚染 (事故直後)

農地に降下した放射性物質
の根からの吸収



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

降下した放射性物質による農産物の汚染経路は大きく3つに分けられます。

- ① 左端の図は、降下した放射性物質が直接付着する経路です。事故発生時にほ場で生育していた葉物野菜等で高い濃度の放射性物質が見られましたが、これが主な汚染経路であったと考えられます。
- ② 中央の図は、事故直後に果樹や茶の樹体に付着した放射性物質が樹体内に浸透し、果実や茶の新芽に転流※する経路です。
- ③ 右端の図は、農地土壌に降下した放射性物質が根から吸収される経路です。事故後に作付けされた作物の汚染は、主にこの経路によるものと考えられます。

※転流: 植物が吸収した栄養素や光合成で生成した代謝産物が、ある組織から他の組織へ運搬されること

(関連ページ: 上巻P171「植物への移行」)

本資料への収録日: 平成25年3月31日

改訂日: 平成29年3月31日

表土の削り取り

農地土壌を薄く削り取り、土壌表層に蓄積している放射性物質を除去



表層土と下層土の 反転

表層土と下層土を反転することで、作物が吸収する層の放射性物質濃度を低減



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

大気中に放出され農地土壌に降下した放射性物質は、耕うんしていない農地では表層にとどまっています。

このため、放射性物質濃度の高い農地では、表層を薄く削り取り、土壌表層に蓄積されている放射性物質を除去する除染方法がとられています。

汚染程度が比較的小さい農地では、表層土と下層土を反転させることで、作物の根の届く範囲の放射性物質濃度を下げる反転耕が行われています。

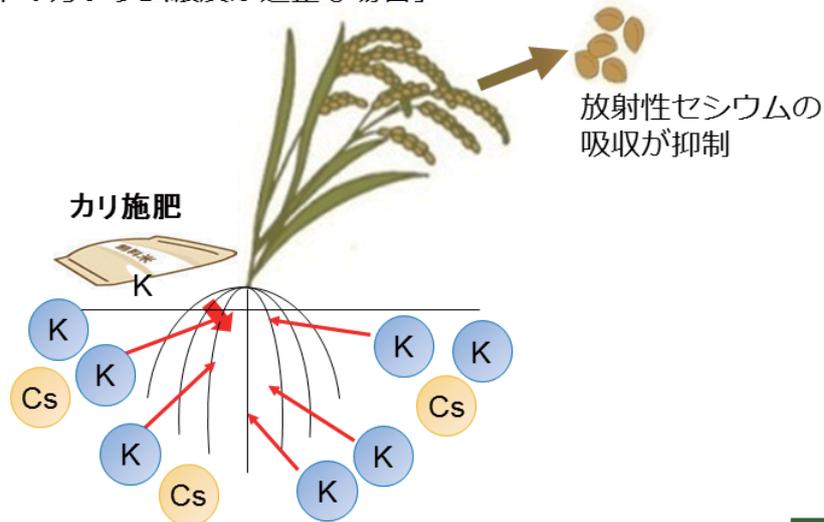
これらの取組により、農地から放出される放射線量が低減されると共に、生産される作物への放射性物質の吸収抑制が図られます。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成29年3月31日

- 玄米中の放射性セシウム濃度が高い水田は、土壌中のカリウム濃度が低い傾向
- 土壌中のカリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、適切なカリ肥料の施用により、作物によるセシウム吸収抑制が可能

[土壌中のカリウム濃度が適正な場合]



農林水産省「食品中の放射性物質検査結果について」より作成

農林水産省

米等の作物では、土壌中のカリウム濃度が低い場合に、土壌中の放射性セシウムを吸収する割合が大きくなることが分かっています。

カリウムとセシウムは化学的な性質が似ているため、土壌中にカリウムが十分にあるとセシウムは作物に吸収されにくくなります。

このため、土壌中のカリウム濃度の低い農地では、カリ肥料を十分に施用し、土壌中のカリウム濃度を一定水準以上に高めることで、放射性セシウムの吸収を抑制する対策が行われています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成29年3月31日

樹体に付着した放射性セシウムを、高圧水による樹体洗浄、粗皮削り等により低減

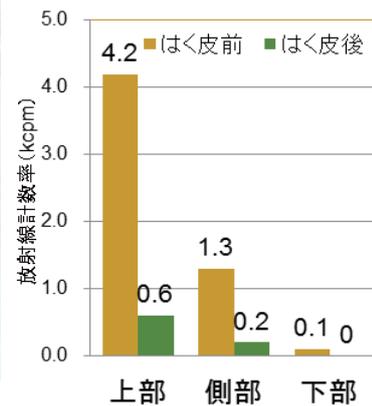
柿の高圧洗浄作業



ナシの粗皮削り作業



ナシの主枝の処理と放射線量



農林水産省「食品中の放射性物質検査結果について」より作成

農林水産省

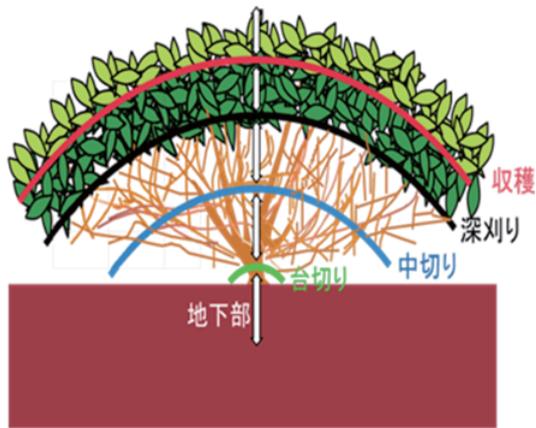
果樹では、樹体に付着した放射性物質が果実に転流することを防ぐため、高圧水で洗浄したり、粗皮(あらかわ)を削ったりすることにより、樹体の放射性物質を取り除く取組が行われています。

ナシでは、粗皮(あらかわ)削りにより、主枝の放射線量が9割近く低減するというデータも得られています。

本資料への収録日:平成25年3月31日

改訂日:平成29年3月31日

葉や樹体に付着し、茶葉に移行する放射性セシウムを、剪定・整枝により低減



農林水産省「食品中の放射性物質検査結果について」より作成

農林水産省

茶では、葉の表面等に付着した放射性物質が茶の新芽に移行することを防ぐため、通常より深く剪定する「深刈り」や「中切り」により、汚染された部位を取り除くような低減対策が行われています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成29年3月31日

- 農地土壌の汚染を防ぐため、肥料、土壌改良資材、培土等の資材の暫定許容値(400 Bq/kg)を設定(※)
- 各自治体等が検査を行い、許容値を超過するものについては利用の自粛等を実施

※堆肥等を長期間施用しても、原発事故前の農地土壌の放射性セシウム濃度の範囲に収まるよう設定。食品とは別の観点で設定。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

肥料、土壌改良資材、培土等の生産資材については、放射性セシウムに汚染された資材が、農地に散布され、農地土壌の汚染が拡大することを防ぐため、400Bq/kgの暫定許容値が設定されています。

各自治体等では、肥料等に含まれる放射性セシウム濃度の検査を行い、暫定許容値を超える資材が生産現場で使用されないよう、指導等を行っています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成29年3月31日

米（全袋検査を含む）の検査結果の推移



(12/26まで)

※集計対象：食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、検査対象自治体となっている17都県

農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果（農林水産省）、食品中の放射性物質の検査結果について（厚生労働省）より作成

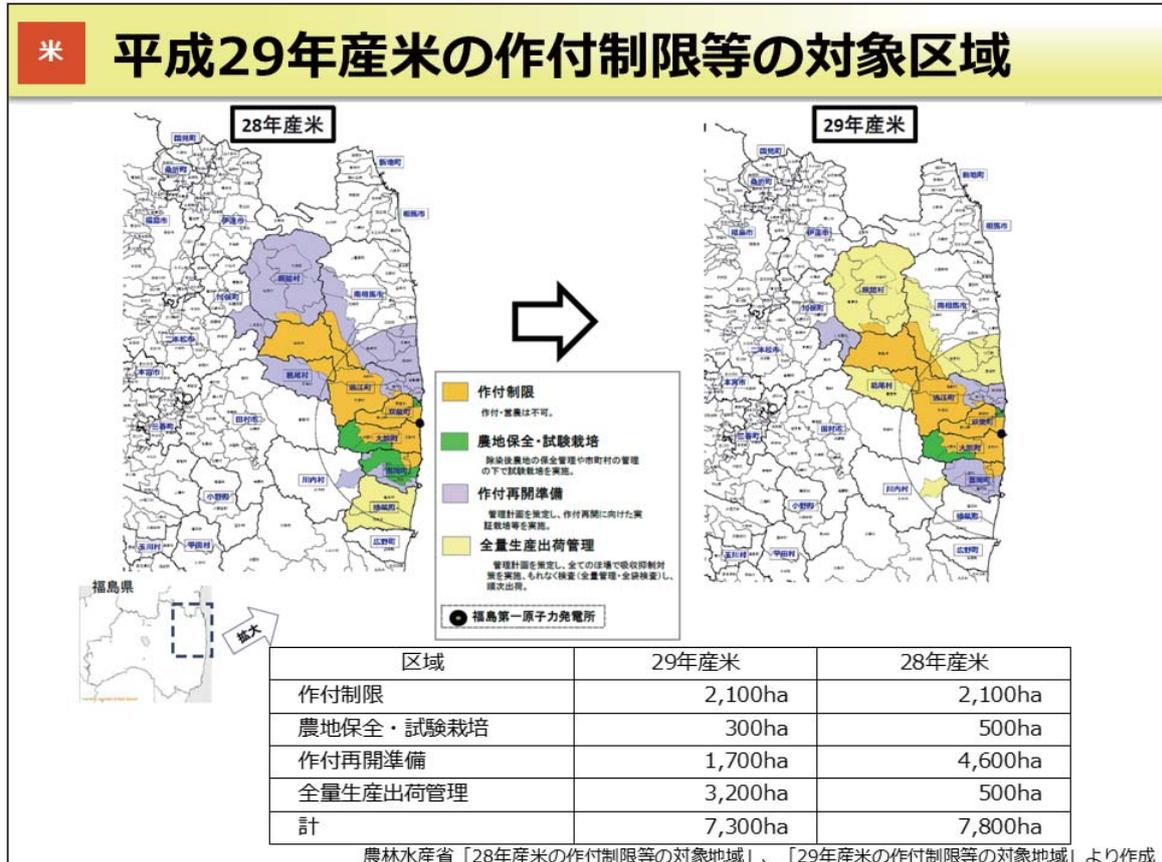
米の生産や出荷にあたって、カリウム肥料の施肥による放射性セシウム吸収抑制対策等を行ったうえで、全袋検査を行う等の管理が行われています。福島県では平成27年度以降、「米の作付等に関する方針」に基づく避難指示区域の作付制限や吸収抑制対策、全袋検査等による出荷管理が行われています。

米の基準値超過は年々減少し、平成27年度産以降は超過したものがありません（平成29年12月26日現在）。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成30年2月28日

平成29年産米の作付制限等の対象区域



避難指示区域は区域内での立入や営農が制限されています。居住制限区域においては、除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培が、避難指示解除準備区域においては、県及び市町村が管理計画を策定して、作付再開に向けた実証栽培を行うことができます（作付再開準備）。

避難指示区域外では、前年が避難指示解除準備区域であった地域及び前年産米で基準値超過が検出された地域では、県及び市町村が管理計画を策定して、放射性セシウム吸収抑制対策を徹底した上で、地域の米の全量を管理し、全袋検査を行います（全量生産出荷管理）。

前年が全量生産出荷管理の地域であって前年産米で基準値超過が検出されなかった地域及び前年産米で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された地域は、県の管理の下、農家単位で吸収抑制対策を徹底し、全戸検査を行います（全戸生産出荷管理）。

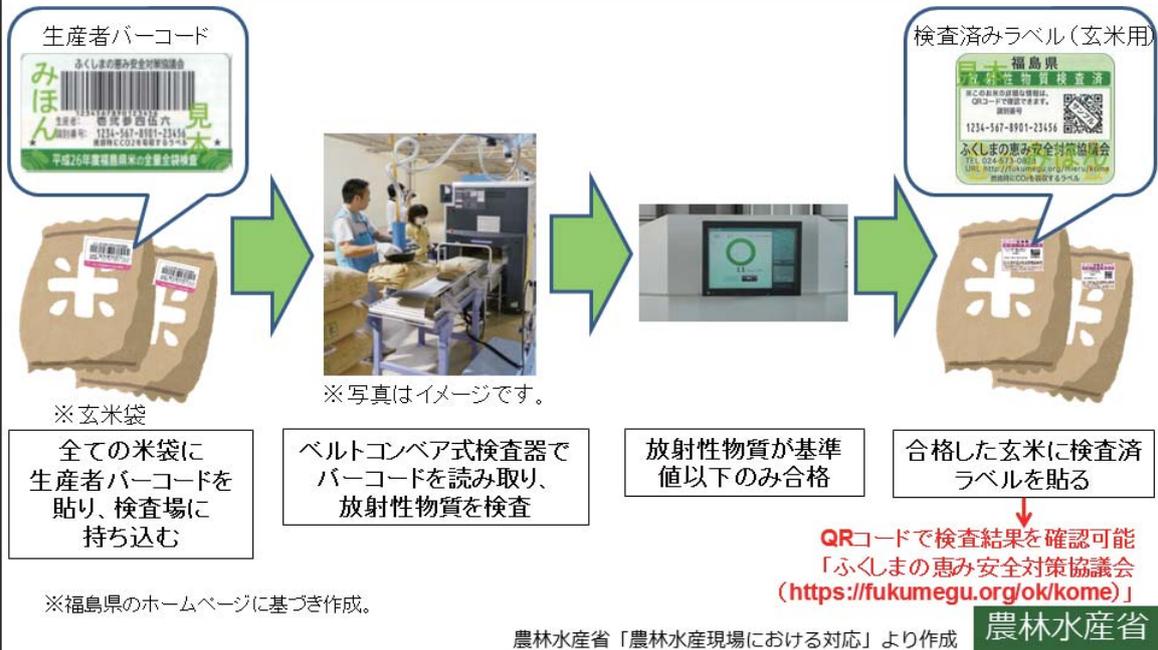
また、その他地域では、必要に応じて吸収抑制対策を実施し、地域単位で抽出検査を行います。

本資料への収録日：平成30年2月28日

米

福島県における米の全袋検査

福島県では、検査ガイドラインに基づく検査とは別に、24年産米から県内全域で全袋検査を実施



福島県では、平成24年産米から、ベルトコンベア式の検査器を用い、国から指示された地域のみならず県内全域での全袋検査を、県の取組として実施しています。

全量全袋検査に合格した米であることは、次のように確認できます。玄米30kgの紙袋で出荷される場合は、合格した米に「検査済ラベル」が貼られています。

精米で出荷される場合、その精米が全量全袋検査で合格した玄米から精製されていることを証明する「精米ラベル」が貼られています。ただし、精米ラベルは強制ではないため、全量全袋検査を受けた米でも、精米ラベルが貼られていない場合があります。

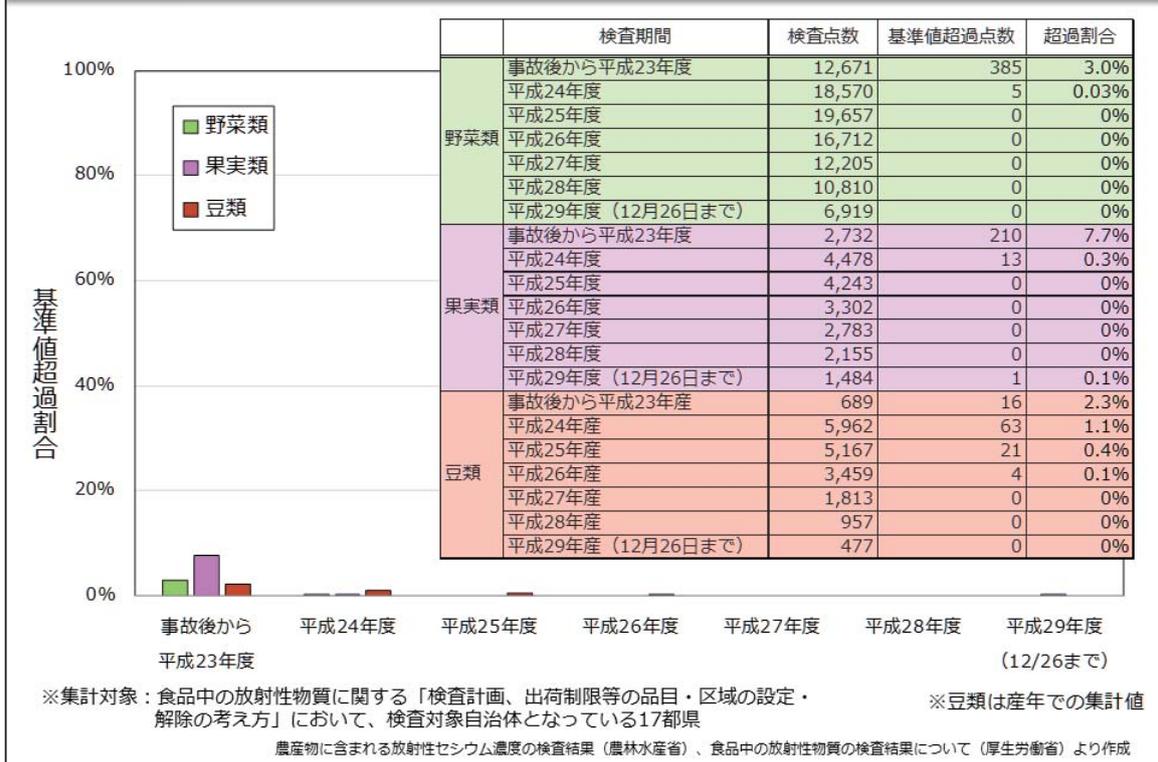
(引用: 福島県「全量全袋検査に関するよくある質問」)

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/suiden-zenryozenhukurokensa-faq.html>)

本資料への収録日: 平成25年3月31日

改訂日: 平成30年2月28日

野菜類・果実類・豆類の検査結果の推移



野菜類、果実類、豆類の生産や出荷にあたっては、カリウム肥料の施肥による放射性セシウム吸収抑制対策等を行っています。

野菜類、豆類は平成27年度産以降、平成29年12月現在まで、基準値超過はみられません。

また、果実類は、平成25年度産以降、平成28年度まで基準値超過はみられませんでした。平成29年度産（12月現在）では、基準値超過1件となっています。

本資料への収録日：平成30年2月28日

- ① 新基準値に対応した飼養管理の徹底
- ② 放射性物質検査
- ③ 検査結果に応じて出荷制限

により安全確保。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

畜産物については、放射性物質への対応として、①安全な飼料の給与等、家畜の適切な飼養管理の徹底、②出荷前の放射性物質検査の実施、③検査結果に応じた出荷制限の措置等を行うことで、安全性の確保が図られています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

食品の放射性物質の基準値（一般食品100Bq/kg、牛乳50Bq/kg）を超えた畜産物等が流通しないよう、飼料の暫定許容値を設定

	暫定許容値(Bq/kg)
牛	100
豚	80
鶏	160
(養殖魚)	40

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

生産された畜産物が基準値を超えることがないように、給与される飼料について、暫定許容値が設けられています。

また、養殖魚用の餌についても、畜産物の飼料と同様、暫定許容値が設けられています。

本資料への収録日：平成27年12月1日

改訂日：平成29年3月31日

1. 暫定許容値以下の飼料（牧草等）を給与する等の適切な飼養管理の徹底



2. 暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

畜産物の生産に当たっては、暫定許容値以下の飼料を給与する等の飼養管理が徹底されています。

また、牧草地においては、反転耕等の除染対策（下巻P57「農産物に係る放射性物質の移行低減対策(1/5)－農地の除染－」）により、暫定許容値以下の飼料が生産できるような取組が推進されています。

本資料への収録日：平成27年12月1日

改訂日：平成29年3月31日

① 牛肉

5県（岩手、宮城、福島、栃木、群馬）では、農家ごとに3か月に1回程度検査を実施。ただし、対象自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認した農家については、12か月に1回程度検査。

② 乳

5県（岩手、宮城、福島、栃木、群馬）では、定期的に検査を実施。
ただし、適切な飼養管理が行われていることを確認し、原乳の出荷制限区域がなく、かつ、直近3年間の検査が全て基準値1/2以下である場合を除く。

農林水産省「農林水産現場における対応」、原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成29年3月24日）より作成

牛肉については、5県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）で全戸検査を実施することとされています。

また、乳についても、定期的に検査が実施されています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成30年2月28日



※集計対象：食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、検査対象自治体となっている17都県

畜産物中の放射性物質の検査結果について（農林水産省）、食品中の放射性物質の検査結果について（厚生労働省）より作成

家畜は、飼料中の放射性物質が少なくなるよう管理しています。

■飼料中の放射性セシウム暫定許容値

牛、馬用飼料 100Bq/kg

豚用飼料 80Bq/kg

鳥用飼料 160Bq/kg

養殖魚用飼料 40Bq/kg

原乳は平成23年4月以降は全て50Bq/kg以下、牛肉、豚肉、鶏肉及び鶏卵では、平成25年度以降の基準値超過はみられません。

原乳の検査はクーラーステーションごとに検査し、牛肉の検査は平成25年度以降は岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県で3か月に一度全戸検査を実施しています。

本資料への収録日：平成30年2月28日

- 安全な生産資材の導入、放射性物質による汚染の軽減
- 野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供

具体的な取組

1. 安全なきのこ原木の確保
(きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング)
2. きのこと原木・ほだ木の除染や簡易ハウス等の導入
3. ガイドラインに沿った栽培管理の普及・指導
4. 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及
5. ホームページ、パンフレットによる情報発信、巡回指導



農林水産省「食品中の放射性物質検査結果について」より作成

農林水産省

栽培管理のできない野生の山菜やきのこ以外では、原木を使ったシイタケ等で放射性物質濃度のバラツキが見られます。

このため、安全なきのこ原木の購入支援やきのこ原木・ほだ木(きのこ原木にきのこの菌を植えたもの)等の汚染低減対策の取組を行っています。

また、野生の山菜やきのこについては、基準値を超えるものが流通しないよう、各自治体において、生産者、直売所等に対し出荷制限区域や検査結果等の情報提供を行っています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成29年3月31日

- きのこ原木や菌床などは全国に流通する可能性。
- 安全なきのこを供給するため、きのこ原木・菌床などの安全基準として当面の指標値を設定。

当面の指標値(H24.4月～)

きのこ原木及びほだ木	50 Bq/kg
菌床用培地及び菌床	200 Bq/kg

ほだ木:きのこ原木にきのこの菌を植えたもの

菌床:おが粉や栄養材等を混合した培地にきのこの菌を植えたもの

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

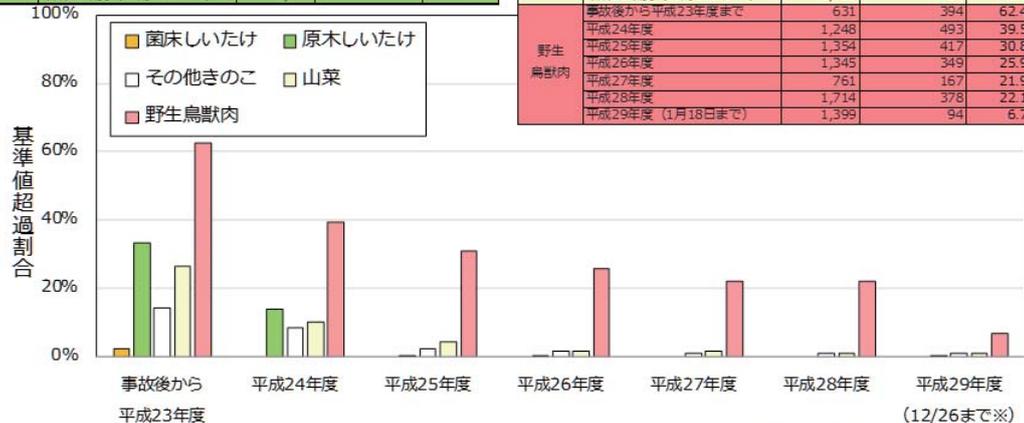
きのこ原木や菌床については、家畜の飼料と同様、全国に流通する可能性があることから、安全なきのこを生産するため、原木・ほだ木では50Bq/kg、菌床では200Bq/kgという指標値を設け、指標値を超えないよう管理が行われています。

本資料への収録日:平成25年3月31日

改訂日:平成29年3月31日

きのこ類、山菜、野生鳥獣肉

	検査期間	検査点数	基準値超過点数	超過割合		検査期間	検査点数	基準値超過点数	超過割合
菌床 しいたけ	事故後から平成23年度まで	358	9	2.5%	その他 きのこ	事故後から平成23年度まで	1,881	268	14.2%
	平成24年度	858	0	0%		平成24年度	2,257	195	8.6%
	平成25年度	859	0	0%		平成25年度	2,230	50	2.2%
	平成26年度	830	0	0%		平成26年度	2,169	38	1.8%
	平成27年度	754	0	0%		平成27年度	2,117	24	1.1%
	平成28年度	617	0	0%		平成28年度	2,084	23	1.1%
平成29年度(12月26日まで)	435	0	0%	平成29年度(12月26日まで)	1,641	16	1.0%		
原木 しいたけ	事故後から平成23年度まで	1,093	364	33.3%	山菜	事故後から平成23年度まで	524	138	26.3%
	平成24年度	1,513	213	14.1%		平成24年度	1,950	197	10.1%
	平成25年度	1,298	2	0.2%		平成25年度	3,184	142	4.5%
	平成26年度	1,996	3	0.2%		平成26年度	3,562	62	1.7%
	平成27年度	2,139	0	0%		平成27年度	3,423	63	1.8%
	平成28年度	2,352	0	0%		平成28年度	4,178	46	1.1%
平成29年度(12月26日まで)	1,947	4	0.2%	平成29年度(12月26日まで)	3,029	34	1.1%		
					野生 鳥獣肉	事故後から平成23年度まで	631	394	62.4%
				平成24年度		1,248	493	39.5%	
				平成25年度		1,354	417	30.8%	
				平成26年度		1,345	349	25.9%	
				平成27年度		761	167	21.9%	
				平成28年度		1,714	378	22.1%	
				平成29年度(1月18日まで)	1,399	94	6.7%		



※集計対象：食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除 ※野生鳥獣肉のみ1月18日までのデータを掲載の考え方」において、検査対象自治体となっている17都県
農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果（農林水産省）、食品中の放射性物質の検査結果について（厚生労働省）より作成

きのこ類は、安全な原木の確保や、簡易ハウス等を導入するなど、基準に適合した生産資材を使うことで放射性物質の汚染が低減し、基準値の超過割合が減少しています。

■原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床の指標値

きのこ原木及びほだ木 50Bq/kg

菌床用培地及び菌床 200Bq/kg

栽培管理できないきのこ類や山菜類は、基準値超過の減少傾向はみられるものの、直近でも超過しているため、引き続き、採取を控えたり、出荷管理が徹底されています。

イノシシやシカ等の野生鳥獣の肉は、直近でも基準値超過はあります。家畜のような飼養管理は難しく、移動性があることから、原則県域毎に出荷制限を指示されていますが、自治体の定める出荷・検査方針に基づく管理を行うものだけに限り、出荷が認められている事例もあります。

本資料への収録日：平成30年2月28日

○ 調査対象魚種の拡大や調査頻度の増加等調査を強化

- ・ 50Bq/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
- ・ 近隣県の調査結果を参考

沿岸性魚種等 (例:コウナゴ、スズキ、カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚港で検体採取。表層、中層、底層等の生息域を考慮して調査。
回遊性魚種 (例:カツオ、イワシ・サバ類、サンマ等)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖で区分(県境の正東線で区分)し、区域ごとの主要水揚港で検体採取。
内水面魚種 (例:ヤマメ・ワカサギ・アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要区域で検体採取。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

水産物の調査では、主要な魚種や漁場、及び過去に50Bq/kgを超えたことのある魚種を対象に調査を行っています。

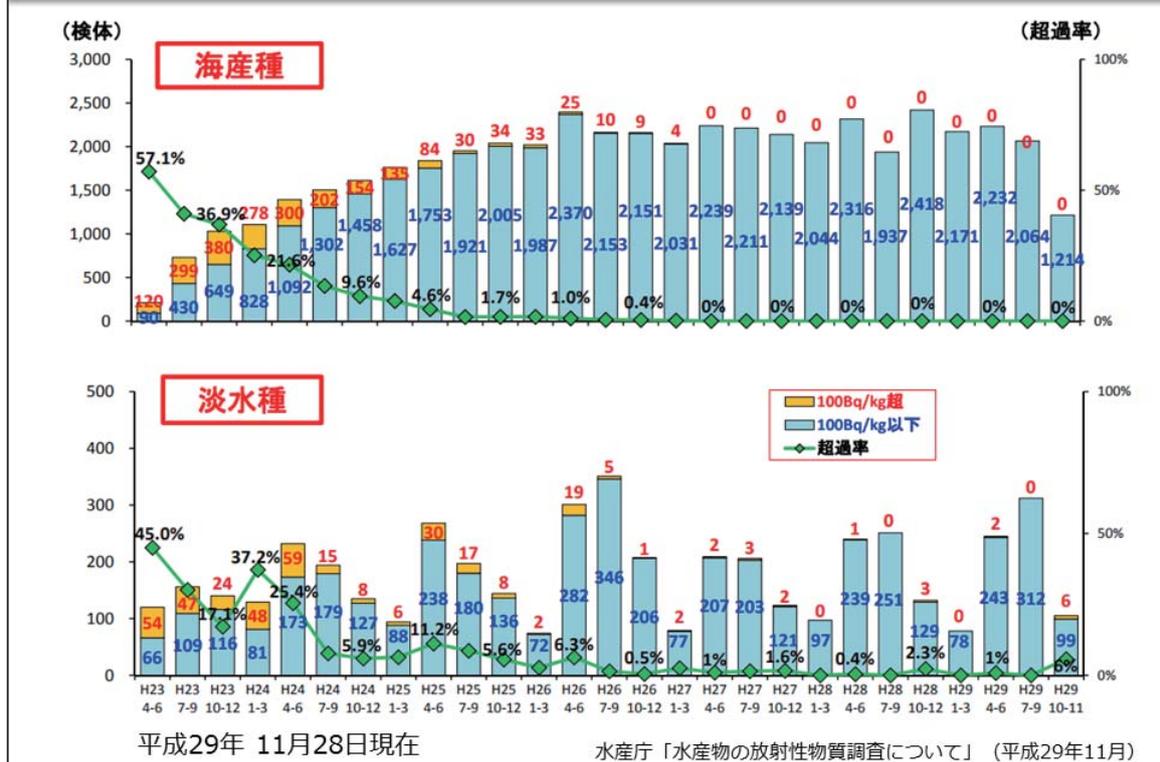
これまでに蓄積された調査結果の分析等から、汚染の状況は、その水産物がどういった所に生息しているか等によって異なるということが分かってきています。

例えば、海面の近く、海底の近く、海面と海底の間のうち、どこで生息しているかによって汚染状況が異なります。このため、生息域や漁期について区別し、近隣県の検査結果も考慮して検査を行っています。また、広範囲に移動するカツオ、サンマ等の回遊性の魚種については、移動の状況を踏まえ、広範囲の道県で調査を行っています。

本資料への収録日:平成25年3月31日

改訂日:平成26年3月31日

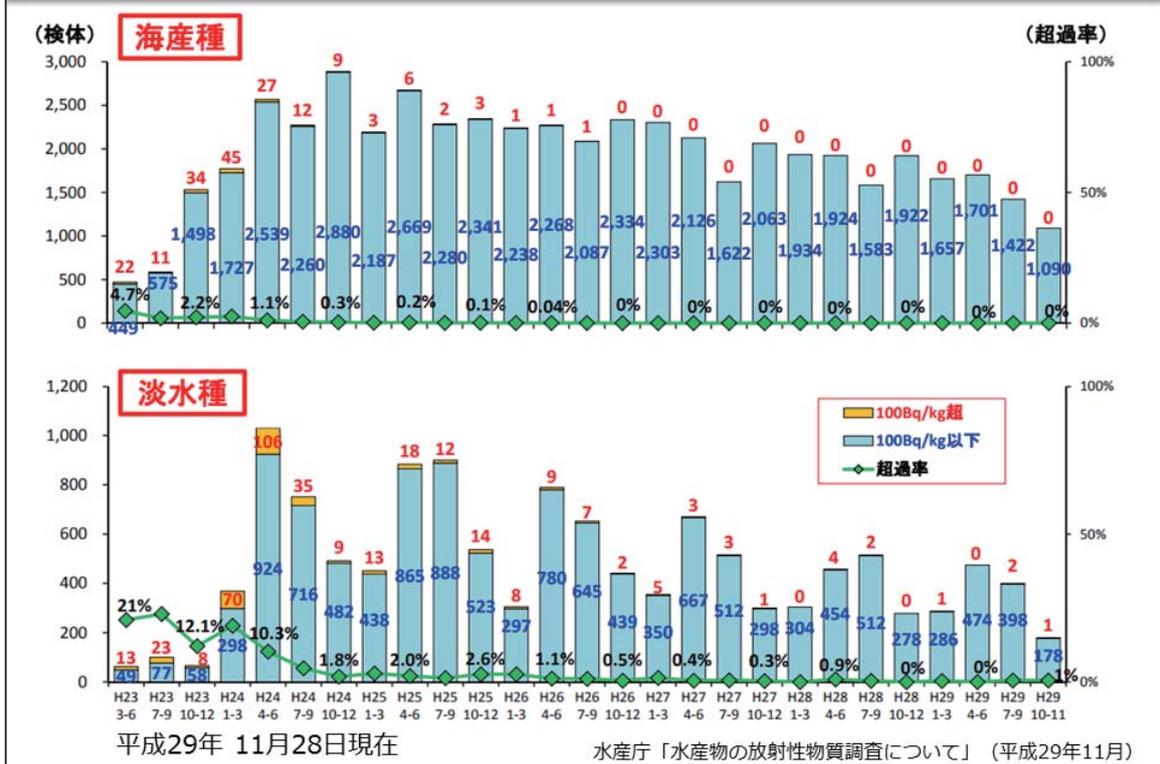
水産物の検査結果（福島県海産種・淡水種）



福島県においては、平成23年4月～6月期には基準値(100Bq/kg)を超える割合が、海産種57%、淡水種45%でしたが、事故後1年間で、基準値を超える割合は半減しました。平成24年4月以降は、事故後に50Bq/kg以上が検出された魚種について調査を続けましたが、基準値を超える割合は低下を続けています。平成27年度以降は海産種では検出されていません。淡水種は基準値を超過する検体がみられます。

本資料への収録日：平成26年3月31日
改訂日：平成30年2月28日

水産物の検査結果（福島県外海産種・淡水種）



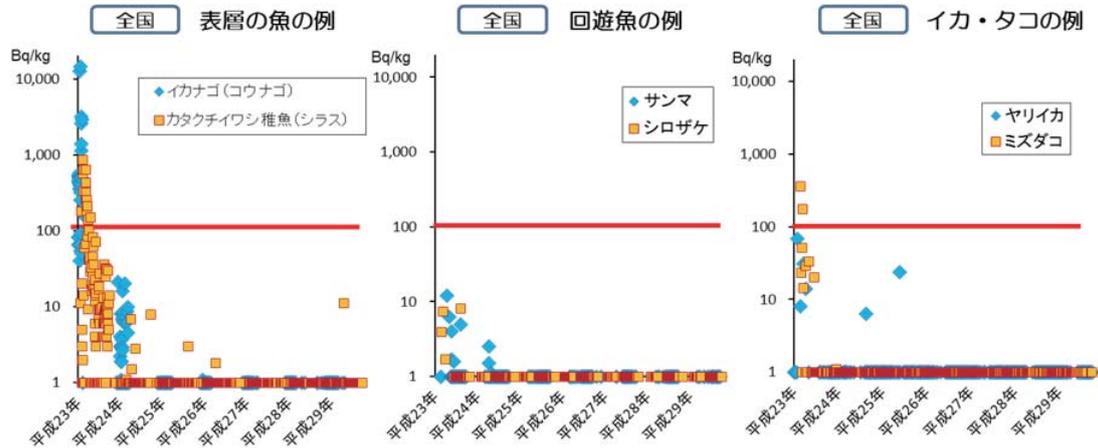
福島県以外においても、100Bq/kgを超える割合が徐々に低下し、基準値超過について、平成27年度以降は海産種では検出されていません。淡水種は基準値を超過する検体がみられます。

本資料への収録日：平成26年3月31日

改訂日：平成30年2月28日

魚種別の放射性セシウム濃度の傾向 (1/2)

- 現在では、シラスやコウナゴ等の表層の魚、カツオ・マグロ類、シロザケ、サンマといった回遊魚、カレイ・ヒラメ類やマダラ等の底魚、イカ・タコ類、エビ・カニ類、貝類や海藻類等については、全ての都道府県で基準値以下。
- 生息域の環境や食性等が品目毎の傾向に関係。



平成23年3月24日から平成29年12月26日までの調査結果を水産庁にて集計。

農林水産省

生息域の環境や食性の異なる魚種の放射性セシウム濃度の検査結果を紹介します。コウナゴやシラス等の海面近くに生息している魚は、東京電力福島第一原子力発電所事故直後には高い値が見られましたが、現在では全てが基準値以下となっています。

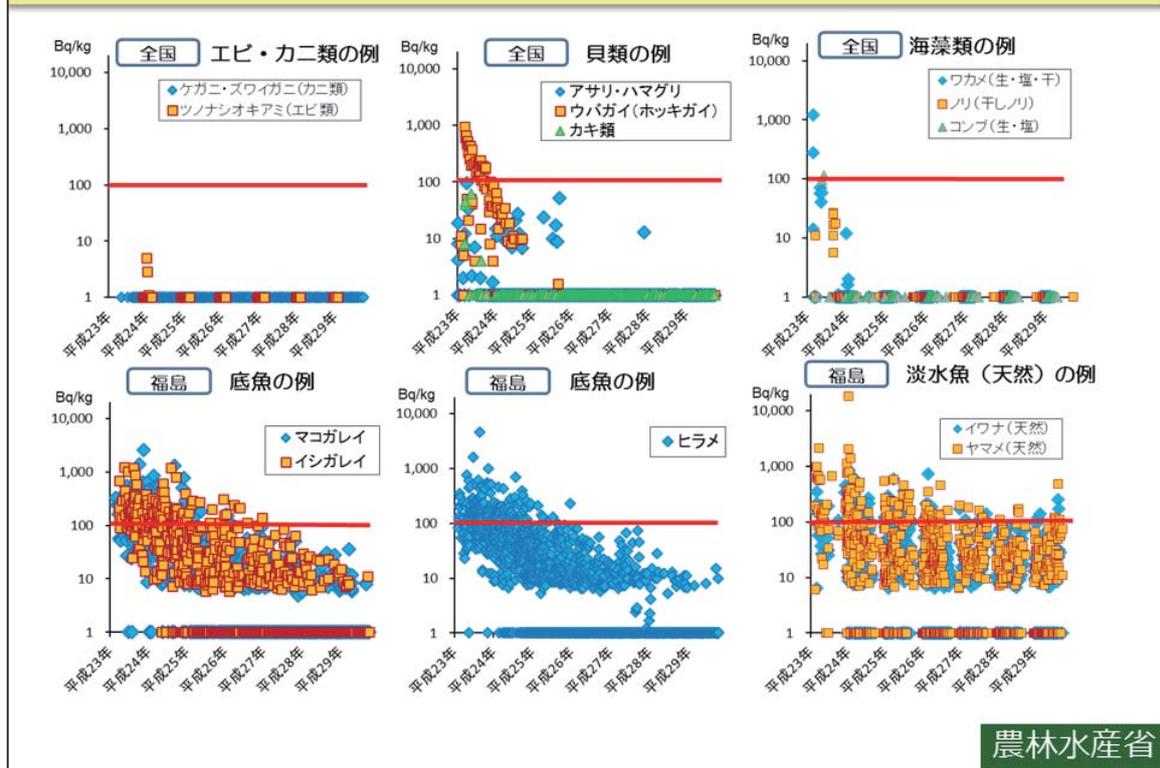
サンマ、シロザケ等の海を広く回遊する魚は、事故直後であっても100Bq/kgを超えるものではなく、50Bq/kg超の値も見られません。

また、イカ・タコ類等の海産無せきつい動物は、事故直後は高い値が見られましたが、表層の魚より速やかに濃度が低下し、現在では50Bq/kg超の値も見られていません。これは、海産無せきつい動物では塩類が海水と体の中を自由に行き来するため、海水中の放射性セシウム濃度が低下すると、速やかに体内の濃度も低下するためと考えられます。

このように、生息域の環境や食性等が品目ごとの放射性セシウム濃度の傾向に関係することが、これまでの調査結果から示されています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成30年2月28日



農林水産省

エビ・カニ類(ケガニ、ズワイガニ及びツノナシオキアミ)の検査結果は、東京電力福島第一原子力発電所事故直後から100Bq/kgを超えるものはなく、ほとんどが検出限界値未満となっています。貝類(アサリ・ハマグリ、ウバガイ(ホッキガイ)及びカキ類)と海藻類(ワカメ、ノリ、コンブ)の検査結果は、事故直後は基準値を超えるものがみられましたが、その後速やかに放射性セシウム濃度は低下しています。福島県の底魚(ヒラメ、カレイ等)の検査結果は、時間の経過と共に放射性セシウム濃度が低下し、現在では基準値を超えるものはみられません。

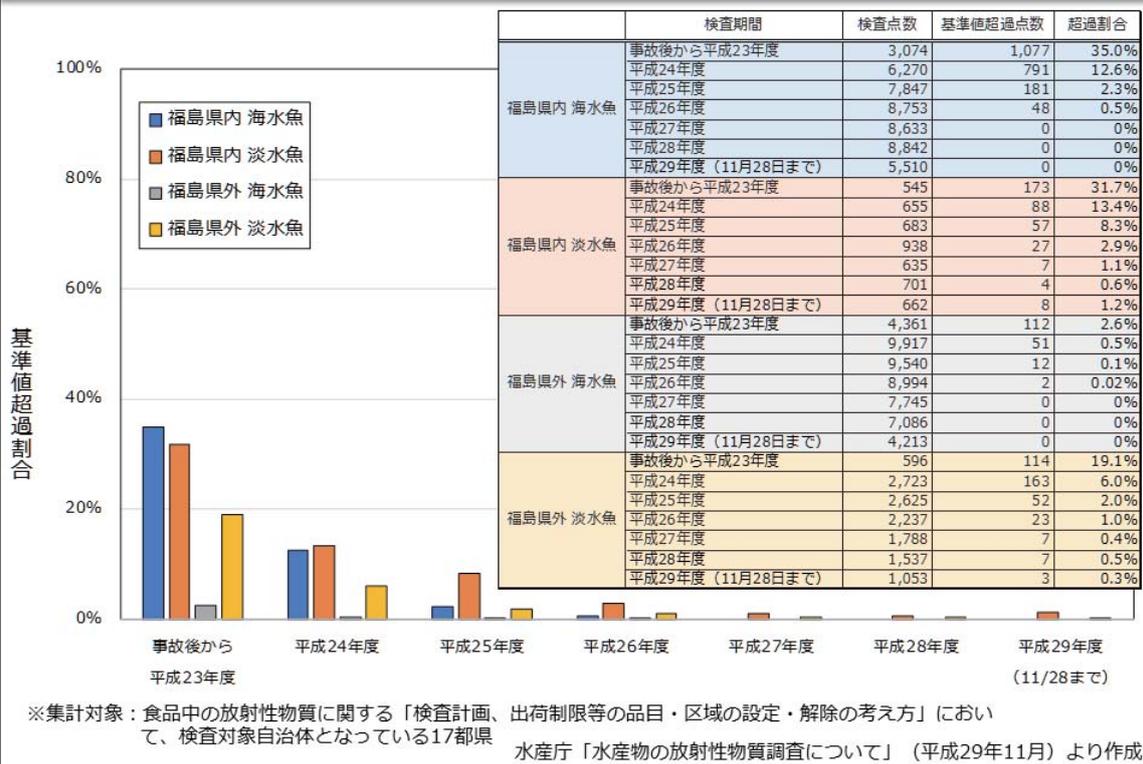
下段右の福島県の淡水魚(天然)の検査結果は、100Bq/kgを超えたものの割合が、平成23年度は51.3%でしたが平成28年度は1.4%となっており、100Bq/kgを超える検体がみられるものの、時間の経過と共に減少しています。

(水産庁HP「水産物の放射性物質調査について(平成29年12月)」に基づき作成)

本資料への収録日:平成26年3月31日

改訂日:平成30年2月28日

水産物の検査結果の推移



魚介類は前年度に50Bq/kgを超えたことのある魚介類や関係都道府県における主要な水産物を中心として、原則週1回程度のモニタリング調査を行っています。魚介類の基準値超過数は、少しずつ減少しています。

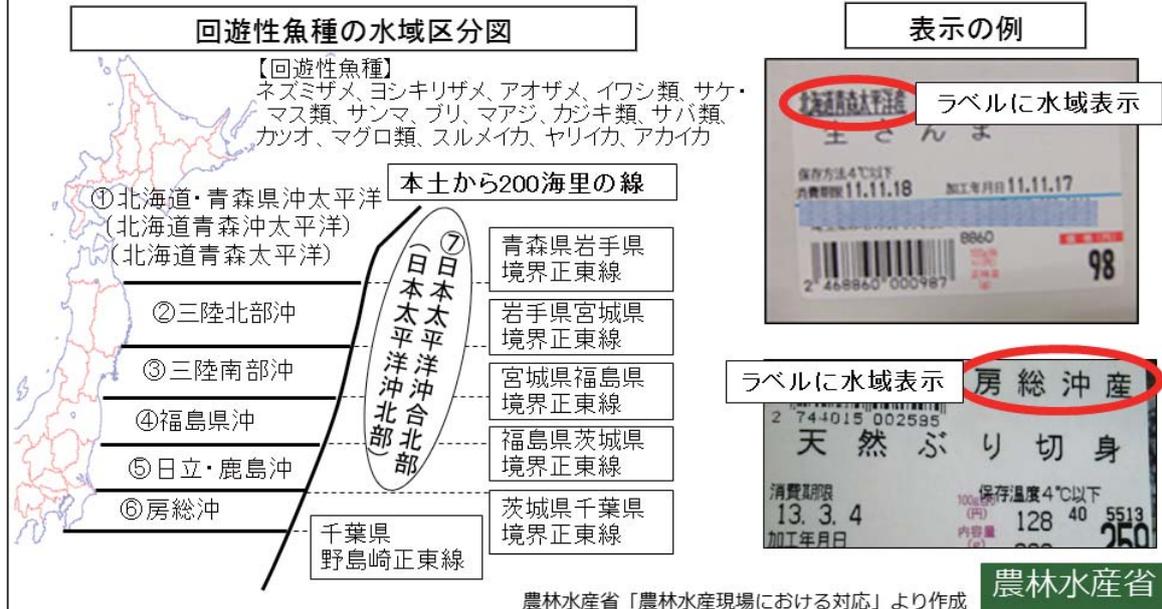
調査結果の分析によると、海を広く回遊する魚は、東京電力福島第一原子力発電所事故直後であっても基準値を超過しておらず、福島県、福島県以外ともに海産種では平成27年度産以降、基準値を超過したものはありません。

福島県内外の淡水種は、平成29年度においても基準値超過したものがありますが、年々、件数は減少しています。

本資料への収録日：平成30年2月28日

消費者への原産地情報の提供

- 平成23年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。



平成23年10月から東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、どこで獲られたものか消費者の方が分かりやすいように、原産地表示を推奨する取組を進めています。このように、放射性物質調査の情報を消費者に分かりやすく提供することで、風評被害の防止を図っています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

東京電力福島第一原発事故による 諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

◇諸外国の食品等の輸入規制の状況(平成30年1月12日時点)

規制措置の内容/国・地域数		国・地域名		
事故後輸入 規制を措置	規制措置を完全撤廃した国	26	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン	
	輸入規制 を継続して 措置	一部の都県を対象に輸入停止	9	7 2 韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾、ロシア (日本での出荷制限品目を停止)米、フィリピン
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求	17	インドネシア、仏領ポリネシア、オマーン、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU※、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、ブルネイ、ニューカレドニア、アラブ首長国連邦(UAE)、レバノン ※EU加盟国(28か国)を1地域とカウント。
		自国での検査強化	2	イスラエル、トルコ
54	28			

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書を要求。

◇最近の規制措置が完全撤廃された例 ◇最近の輸入規制緩和の例

撤廃された年月	国名	緩和された年月	国・地域名	緩和の主な内容
平成26年1月	イラク	平成28年4、7、8、9、10、12月	米	輸入停止(福島県等)→一部の品目が順次解除
"	豪州	6、9月	仏領ポリネシア	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等)(9月)
平成27年5月	タイ ※一部の野生動物肉を除く	7月	カタール	検査報告書(47都道府県)→輸入時サンプル検査
11月	ボリビア	"	イスラエル	輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小
平成28年2月	インド	10月	ニューカレドニア	輸入停止(12都県の全ての食品・飼料)→解除(野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に)
5月	クウェート	12月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小(15都県の全ての食品・飼料→5県のみ)
8月	ネパール	平成29年3月	レバノン	全ての食品・飼料について検査報告書の添付で輸入可能に
12月	イラン	4月	ロシア	青森県に所在する施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に
"	モーリシャス	9、11月	米	・福島等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の(放射性物質に係る)安全性証明が不要に ・輸入停止(福島県等)→一部の品目の解除等
平成29年4月	カタール	12月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県のコマ等を検査証明対象から除外等)
"	ウクライナ	平成30年1月	トルコ	輸入時全ロット検査の対象品目が縮小(切り花、盆栽等を検査対象から除外)
10月	パキスタン			
11月	サウジアラビア			
12月	アルゼンチン			

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUに準拠した規制緩和を実施。

農林水産省

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、撤廃・緩和されてきており、規制を設けている国・地域の数は事故後の54から28まで減少しています。

本資料への収録日：平成30年2月28日